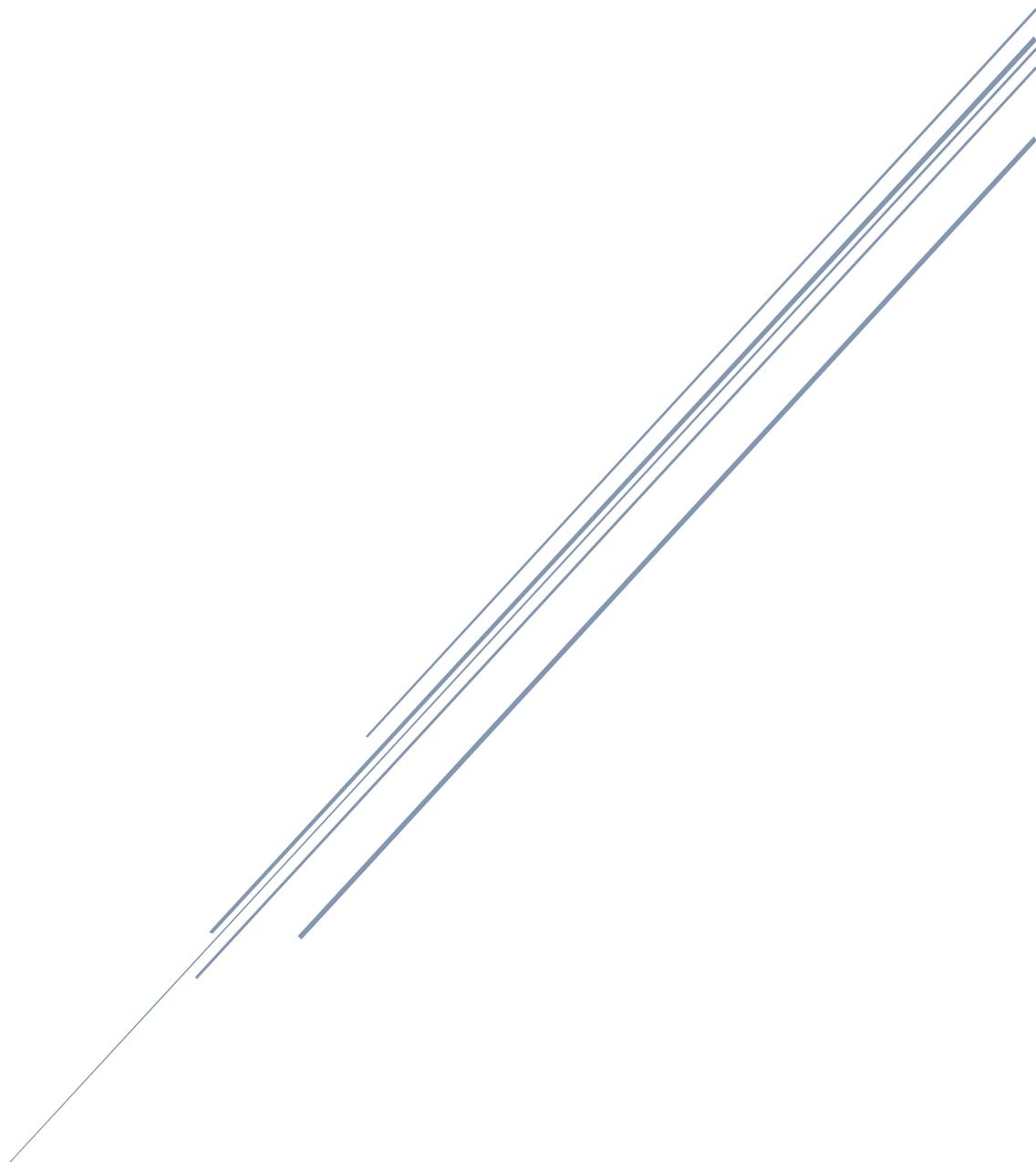


第2期始良市総合戦略 策定方針

2020 ~ 2024



第2期始良市総合戦略策定方針

1. 策定の趣旨

始良市総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号、以下「法」という。）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版の総合戦略であり、本市では、4つの基本目標とそれぞれに実現すべき成果としての数値目標を設定した始良市総合戦略を2016(平成28)年2月に策定しました。(以降「第1期総合戦略」とします。)この戦略では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間と定め、「しごと」と「ひと」の好循環をつくり、そしてそれを「まち」がささえるという関係の構築を目指し、基本目標に定めた目標の達成に取り組んでまいりました。また、計画の着実な進展を図るためにPDCA¹サイクルを確立し、年度ごとに総合戦略に位置づけた事業の効果検証を実施し、改善策の検討や計画の見直しなど、必要に応じて総合戦略の改定を行ってまいりました。

その総合戦略も今年度で計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを総括し、令和2年度以降の地方創生の指針となる第2期総合戦略を策定するものです。なお、策定にあたっては、国が定める「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえることとします。

2. 計画期間

第1期総合戦略及び国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、第2期総合戦略の計画期間は、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間とします。

3. 計画策定の体制

計画策定にあたっては、次により進めるものとします。

・始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

地方創生を効果的かつ効率的に推進するためには住民代表をはじめ、産官学金労言²等で構成された推進組織にて広く関係者の意見が反映されることが重要であることから、始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議要綱(平成27年始良市告示第158号)に基づき設置される機関。本市では総合戦略の策定だけでなく、推進交付金事業や戦略に定める基本目標、KPI³の進捗状況を当会議に報告し、効果検証を行っています。

・市議会

議会から様々な観点からの意見・提案を受けるため、議会全員協議会等において十分な情報提供を行うこととします。

¹ PDCA : Plan-Do-Check-Action の略称で、Plan(計画)、DO(実行)、Ckeek(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に組み込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法

² 産官学金労言 : 産(産業界)、官(公官庁)、学(金融機関)、金(地方金融機関)、労(労働団体等)、言(メディア)

³ KPI : Key Performance Indicator の略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

・市民参画

総合戦略の策定にあたっては、市民の意向や意見、要望などを幅広く収集することを目的として、パブリックコメントを実施します。また、推進会議にて実施した効果検証の結果等を市ホームページに公開し、広く市民に公表しています。

・庁内体制

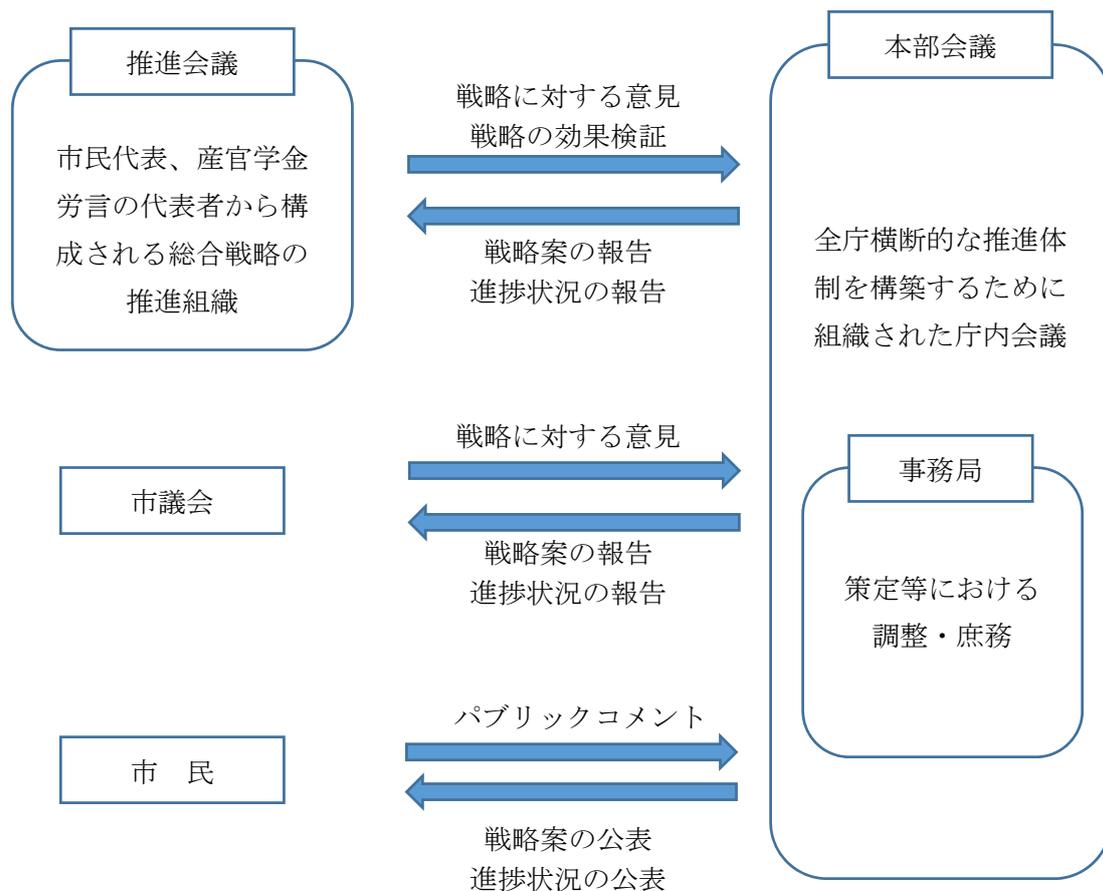
始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部要綱(平成 27 年始良市告示第 59 号)に基づき設置される庁内組織。総合戦略の策定及び推進にあたり、全庁横断的な体制を構築するため、市長を委員長とし、副市長、教育長、各部長により構成される組織で、総合戦略の策定や進捗状況の内部検証を行います。

事務局

事務局は企画部企画政策課とし、策定等における調整と庶務を担当します。

◆策定・推進体制図



4. 計画策定スケジュール

次頁に策定スケジュール表を示します。

